

「奈良県食品・生活衛生総合事務処理システム」開発にかかる情報提供依頼 実施要領

I 基本事項

1. 提供を依頼する情報

「奈良県食品・生活衛生総合事務処理システム」の開発を行うための検討にあたって必要な情報

2. 提出物

Ⅲに示すとおり

3. 提出期限

令和6年10月3日（木）17時までにご提出をお願いします。

4. 提出方法

5. に定める提出先へ電子メール、または持参により提出してください。

5. 提出先・お問合せ先

奈良県福祉医療部医療政策局薬務・衛生課 担当：阪本、上山、笹野

〒630-8501 奈良市登大路町 30

Tel: 0742-27-8681 (直通) Fax: 0742-27-3029

e-mail: eisei@office.pref.nara.lg.jp

6. その他

- ① 情報提供にかかる費用につきましては、各社にてご負担いただきますようお願いいたします。
- ② 本件情報提供依頼において掲げている新システム導入の基本条件は、実際にシステムを調達する際の仕様・要件定義と内容が一致するものではありません。各位から提供していただいた情報その他を総合的に勘案した上で、令和7年度に正式な仕様書を提示して調達を行う予定としています。

II 「奈良県食品・生活衛生総合事務処理システム」開発の基本条件

1. 概要

・業務概要

県内3保健所、食品衛生検査所、保健研究センター、薬務・衛生課及び観光戦略課をオンラインで結び、下記の食品衛生法、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、生活衛生関係法令（理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法）等に基づく許可事務、届出事務、検査事務、免許事務及び統計事務を行っている。

➤ 食品衛生法に基づく事務

営業許可事務、営業届出事務、食品衛生監視票交付事務、証明書交付事務、監視指導業務、行政検査事務（食中毒検査事務を含む）、収去検査事務、統計事務

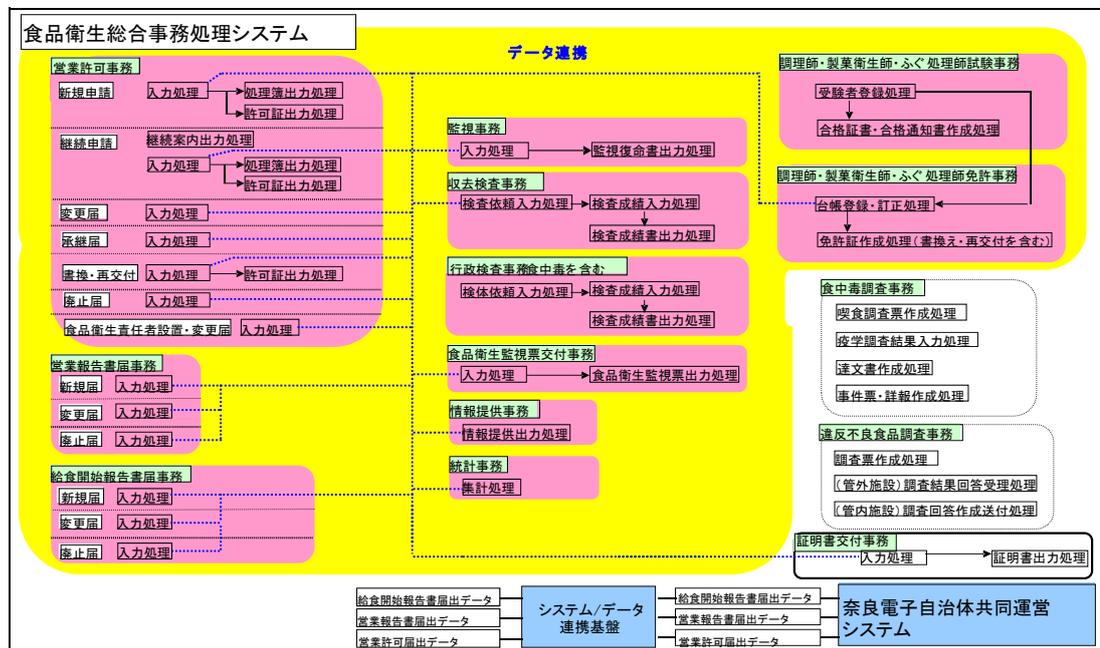
➤ 試験・免許事務

ふぐ処理師試験・免許事務

➤ 生活衛生関係法令に基づく事務

許可事務、監視指導事務、検査事務

< 現行システム概要図（食品衛生関係事務、試験・免許事務） >



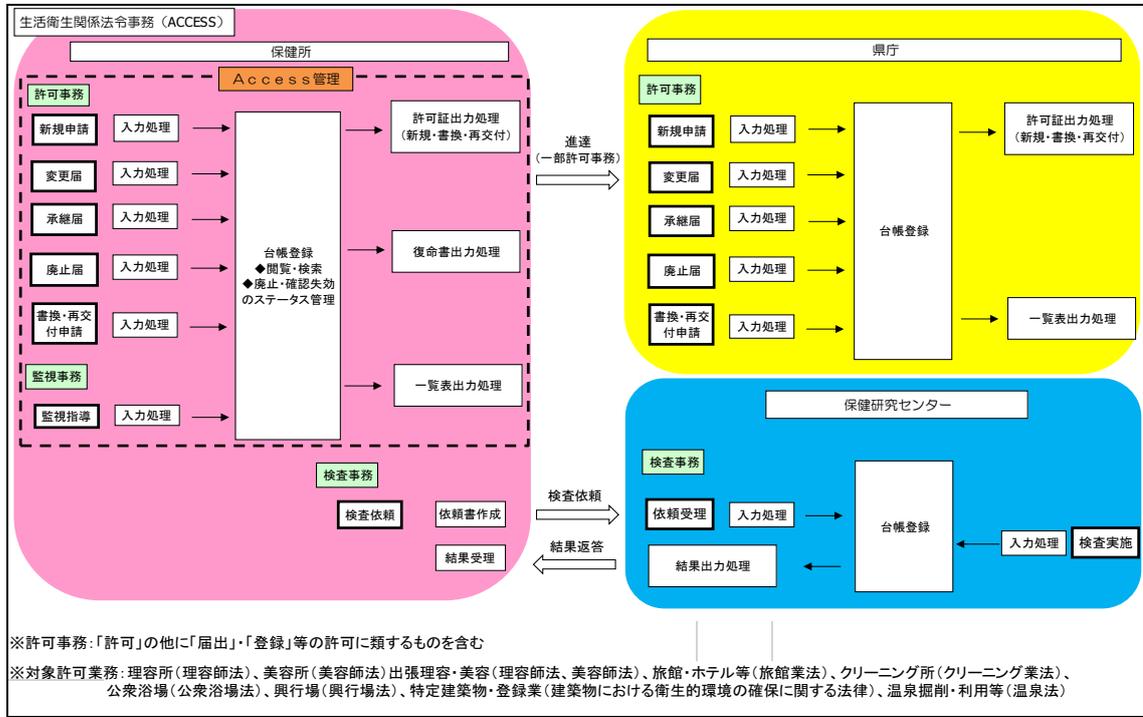
※営業報告書届事務は令和3年6月1日に法改正により、営業届出事務として使用。

※給食開始報告書届事務は現在使用していない。

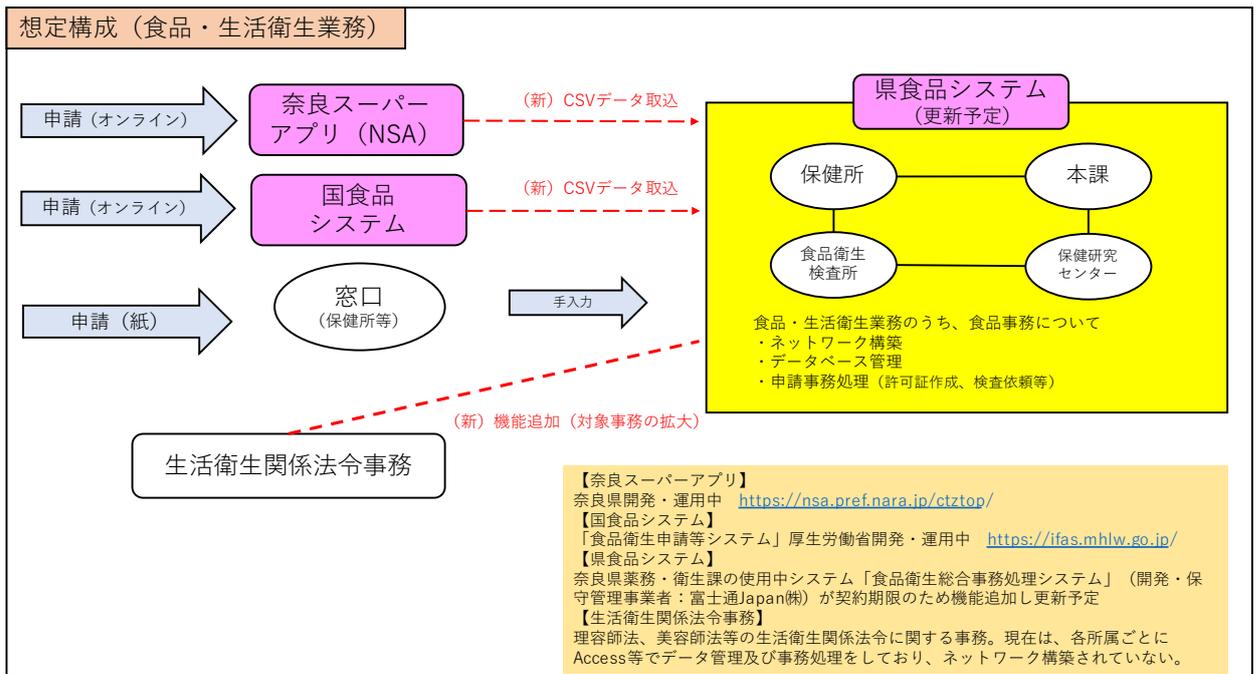
※上記概要図中の食品衛生責任者設置・変更届は現在食品衛生責任者及び食品衛生管理者について対応している。

※調理師・製菓衛生師試験及び免許事務は令和7年4月1日から関西広域連合に移管。

< 現行 ACCESS 管理事務概要 (生活衛生関係事務) >



< 開発システムの構想図 >



2. 現行業務について

- ・事務フロー

別添資料参照

- ・主要な課題と想定改善施策

現行システムは令和8年3月末でリース期間が終了するため、システムの更新又は再構築を行う。更新又は再構築にあたり、現行システムでは対応していない奈良スーパーアプリの申請に対応可能なシステムを新たに構築し、業務の効率化、県民の利便性向上を図る

3. システムへの要求

- ・想定するシステム概要

県内3保健所、食品衛生検査所、保健研究センター、薬務・衛生課及び観光戦略課をオンラインで結び、食品衛生法、ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例、生活衛生関係法令等に基づく許可事務、届出事務、検査事務、免許事務及び統計事務等の支援を行う総合的なシステム

- ・システムに期待する主な機能

- ① 国において構築されている食品衛生申請等システムで申請した事業者の情報（CSVデータ）を取り込むことができる。
- ② 奈良スーパーアプリで申請された情報（CSVデータ）を取り込むことができる。
- ③ ①及び②の取込みデータ又は紙申請の手入力したデータに追加する形で、項目として備考欄等を設けること。（例：行政処分歴、監視指導歴などの入力欄）
- ④ 法改正に伴う各種変更に伴う様式等変更に対応できる。
- ⑤ 関連する写真、図面等をアップロードできる機能及び十分な容量がある。
- ⑥ 相談事務の追加。相談受付票の作成、相談内容のデータベース化と検索機能を付ける。相談内容は関係各課（各保健所、食品衛生検査所、保健研究センター、薬務・衛生課、観光戦略課）が閲覧できる。
- ⑦ ログの出力または記録する機能があること。

- ・その他

- ① 職員1人1人に配備している「共通端末」のインターネット環境から利用できること。

※現在、奈良県ではLGWAN回線に「共有端末」が接続しているが、令和8年2月以降はβ'へ移行するシステム改修を予定している。それに伴い、OS

は常に最新のセキュリティパッチを適用し、常に最新のブラウザ環境 (edge) に対応すること。

- ② クラウド上で利用できるシステムを想定する。
- ③ データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。
- ④ システム操作はブラウザ Edge で行えること。
- ⑤ 利用者の ID 登録・変更・抹消等を行う機能があり、ID ごとに業務に必要な機能のみ使用できるよう利用制限設定できること。
- ⑥ T L S 電子証明書利用があること。
- ⑦ 現行システム (食品衛生総合事務処理システム) 及び ACCESS 等 (生活衛生関係事務で使用) からのデータ移行ができること。
- ⑧ 現行システム及び ACCESS 等で有する食品衛生、生活衛生関係のデータの移行費用・期間も本情報提供に含めること。

< 現行システムから移行するデータ >

許認可データは CSV ファイル形式を基本とし、一部の許認可事務 (収去事務等) に伴う画像データは SQL Server 2016 のデータベース DMP での提供を想定する。

(参考) 食品衛生法に係る許認可データ数は営業中が約 2 万件、廃業済が約 4 万件。許認可データの他、免許関係、収去検査等に関するデータを有する。

< ACCESS 等 (生活衛生関係事務) から移行するデータ >

CSV ファイルでの提供を想定する。

(参考) 生活衛生関係法令に係る許認可データ数は営業中が全体で約 1 万件、廃業済が約 1 万件。なお、法令 (一部は事務内容) ごとに、許認可データとして管理している項目 (申請書記載事項等) は異なる。

Ⅲ ご提供いただく資料

1. 貴社概要

2. 提案可能サービスと体制、導入実績・導入規模

3. 提案概要とその優位性

(現行事務フロー・課題・改善施策に対する提案)

- ・新サービス・システム概要説明
- ・基本的な仕様（OS、開発言語、システム方式、DB等のミドルウェア、特徴等）
- ・新システム構成図・ハードウェア構成図
- ・新システム機能構成図、機能概要
- ・システム機能要件・非機能要件（セキュリティ等）
- ・システムのイメージ（画面・帳票サンプル）
- ・システム運用スケジュール（年間）

4. 概算見積書の提出

本システムに要する費用の見積りを添付の「標準見積書様式」に従って作成し、提出してください。開発作業にかかる経費については、「(別紙)開発スケジュール様式」に従って、作業項目ごとの開発スケジュールを作成し、添付してください。

なお、見積りにあたり、詳細条件又は追加条件等が必要な場合は、貴社で条件を設定し、それらを示したドキュメントを添付してください。